



目次	ページ
告示	
○保安林の指定予定の通知（2件）（治山林道課）	1
○保安林の解除予定の通知（"）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（"）	1
○令和2年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等（土木政策課）	1
○令和2年度に県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等（"）	3
公告	
○令和2年度前期技能検定試験の実施（雇用労働政策課）	4
○令和2年度随時実施技能検定試験の実施（"）	7
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	8
○土地改良区の役員の退任（"）	8
○土地改良区の清算人の就職（"）	9
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	9
落札公告	
○落札者等の公告（公営企業局 県立病院課）	10

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第112号**  
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
令和2年3月3日  
高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所  
四万十市西土佐薮ケ市宇下谷山544、547、554の20、554の25、554の91、554の96、554の100、554の101、554の153

2 指定の目的  
水源の涵養

3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第113号**  
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
令和2年3月3日  
高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所  
土佐郡大川村大平字一ノ谷286

2 指定の目的  
水源の涵養

3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第114号**  
農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
令和2年3月3日  
高知県知事 濱田 省司

1 解除予定に係る保安林の所在場所  
宿毛市橋上町楠山字沖ダバ山1201の3（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

3 解除の理由  
指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第115号**  
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。  
令和2年3月3日  
高知県知事 濱田 省司

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。  
昭和45年7月農林省告示第969号

2 変更に係る指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
変更しない。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに四万十市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第116号**  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に該当するものに係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。  
令和2年3月3日  
高知県知事 濱田 省司

1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等  
(1) 一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査（建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を含む。以下「資格審査」という。）をし、高知県建設工事一般競争入札参加資格者登録名簿（以下「資格者登録名簿」という。）への登録を決定した者とする。ただ

し、知事が別に定める様式による建設工事一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出する日において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。

なお、資格審査による格付は、行わない。

ア 希望する建設工事について建設業法に基づく建設業の許可を受けていない者

イ 申請書を提出する日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税（県内に従たる営業所を有する者にあつては、当該従たる営業所を管轄する県税事務所長の課した県税を含む。）又は市区町村税を滞納している者。ただし、資格審査を申請する日までに完納した場合は、この限りでない。

ウ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者

エ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

オ その他経営状態が著しく不健全であると認められる者

カ 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者

(ア) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

(ウ) 役員等（法人にあつては代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員等に該当するもの

(エ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの

(オ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

(カ) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

(キ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(ク) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(ケ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(コ) (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

キ 次に掲げる規定による届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。）（当該届出の義務がある者に限る。）

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

(2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、その者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者登録名簿に登録するものとする。

ア 資格者登録名簿に登録されていない者で、新たに一般競争入札に参加しようとするもの

イ 資格者登録名簿に登録されている者その他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが合併した場合

ウ 資格者登録名簿に登録されている個人が法人組織に変更した場合

エ 資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者が他の資格者登録名簿に登録されている者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合

オ 資格者登録名簿に登録されている者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した（会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。）場合

カ 資格者登録名簿に登録されている者その他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合を設立した場合

(3) (2)のエ又はオに掲げる事項に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き営業の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。

## 2 資格審査の申請の方法

資格審査を受けようとする者は、申請書及び知事が別に定める様式による添付書類（以下「添付書類」という。）を知事に提出しなければならない。

## 3 申請書等に使用する言語

申請書及び添付書類の記載に使用する言語は、日本語とする。

## 4 申請書の変更の届出

申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届（様式は、任意とする。）を直ちに知事に提出しなければならない。

(1) 営業所の名称又は所在地

(2) 商号又は名称

(3) 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項

## 5 資格の取消し

知事は、資格者登録名簿に登録されている者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

(1) 資格者登録名簿に登録された日以後に、1の(1)のア及びウからキまでに掲げる事項のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 申請書及び添付書類の記載事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

(3) その資格を辞退したとき。

## 6 資格の再審査

次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合、その者の申請により、知事が別に定める資格の再審査を行うものとする。

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行った者

(2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行った者

## 7 資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格者登録名簿に登録された日から令和3年3月31日までとする。

(2) 資格の有効期間の更新手続

(1)の資格の有効期間の更新を希望する者は、令和3年3月中に令和3年度の資格審査に関する告示をする予定であるので、当該告示に基づき必要な申請書及び添付書類を提出すること。

## 8 その他

平成16年8月高知県告示第543号（高知県建設工事競争入札

参加資格審査要綱)、平成17年7月高知県告示第538号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)、平成18年8月高知県告示第556号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)、平成19年8月高知県告示第492号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)、平成22年9月高知県告示第522号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)、平成23年9月高知県告示第642号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)、平成26年9月高知県告示第525号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)及び平成29年3月高知県告示第163号(高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正)若しくは平成18年12月高知県告示第771号(高知県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審査要綱)、平成19年11月高知県告示第727号(高知県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審査要綱の一部改正)、平成23年12月高知県告示第798号(高知県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審査要綱の一部改正)、平成26年12月高知県告示第678号(高知県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審査要綱の一部改正)及び平成29年3月高知県告示第164号(高知県建設工事競争入札(高知県外に主たる営業所を有する建設業者)参加資格審査要綱の一部改正)に係る参加資格に関する審査の結果、高知県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者又は平成31年3月高知県告示第113号(平成31年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等)に係る資格審査の結果、資格者登録名簿に登録されている者は、資格者登録名簿への登録を決定した者とみなす。この場合において、その者の一般競争入札の参加資格の有効期間は、高知県建設工事入札参加資格者名簿又は資格者登録名簿に登録された日から令和3年3月31日までとする。

#### 高知県告示第117号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に県が発注する土木、建築事業等に係る調査、計画及び設計の業務の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約(同令第2条第4号に規定する特定役務のうち同号イに規定する建設工事に係る役務の調達のため締結される契約を除く。)に該当するものに係る一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。

令和2年3月3日

高知県知事 濱田 省司

1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等

(1) 一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査(以下「資格審査」という。)をし、高知県測量、建設コンサルタント等一般競争入札参加資格者登録名簿(以下「資格者登録名簿」という。)への登録を決定した者とする。ただし、知事が別に定める様式による一般競争入札参加資格審査申請書(測量、建設コンサルタント等業務)(以下「申請書」という。)を知事に提出する日において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。

ア 資格審査を申請する業務について、法律上必要な資格を受けていない者

イ 申請書を提出する日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税(県内に従たる営業所を有する者)にあっては、当該従たる営業所を管轄する県税事務所長の課した県税を含む。)又は市区町村税を滞納している者。ただし、資格審査を申請する日までに完納した場合は、この限りでない。

ウ 測量業務にあっては、測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の登録を受けていない者

エ 土木関係建設コンサルタント業務にあっては、建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月建設省告示第717号)第2条第1項の登録を受けていない者

オ 建築関係コンサルタント業務にあっては、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の登録を受けていない者

カ 地質調査業務にあっては、地質調査業者登録規程(昭和52年4月建設省告示第718号)第2条第1項の登録を受けていない者

キ 補償コンサルタント業務にあっては、補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月建設省告示第1341号)第2条第1項又は不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条第1項の登録を受けていない者

ク 土木関係その他業務のうち環境調査業務及び水質等分析業務にあっては、計量法(平成4年法律第51号)第107条の登録を受けていない者

ケ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者

コ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

サ その他経営状態が著しく不健全であると認められる者

シ 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者

(ア) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(イ) 暴力団員等(高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

(ウ) 役員等(法人にあっては代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。)をいう。以下同じ。)が暴力団員等に該当するもの

(エ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの

(オ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

(カ) 役員等が、自己、その属する法人等(法人その他の団体をいう。)若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

(キ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(ク) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(ケ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(コ) (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、その者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者登録名簿に登録するものとする。

ア 資格者登録名簿に登録されていない者で、新たに一般競争入札に参加しようとするもの

イ 資格者登録名簿に登録されている者その他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが合併した場合

ウ 資格者登録名簿に登録されている個人が法人組織に変更した場合

エ 資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者が他の資格者登録名簿に登録されている者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合

オ 資格者登録名簿に登録されている者が会社分割を行った

<p>ことにより、資格に関する営業を承継した（会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。）場合</p> <p>カ 資格者登録名簿に登録されている者その他の資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合を設立した場合</p> <p>(3) (2)のエ又はオに掲げる事項に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。</p> <p>2 資格審査の申請の方法</p> <p>資格審査を受けようとする者は、申請書及び知事が別に定める様式による添付書類（以下「添付書類」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 申請書等に使用する言語</p> <p>申請書及び添付書類の記載に使用する言語は、日本語とする。</p> <p>4 申請書の変更の届出</p> <p>申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届（様式は、任意とする。）を直ちに知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 営業所の名称又は所在地</p> <p>(2) 商号又は名称</p> <p>(3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項</p> <p>5 資格の取消し</p> <p>知事は、資格者登録名簿に登録されている者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。</p> <p>(1) 資格者登録名簿に登録された日以後に、1の(1)のア及びウからシまでに掲げる事項のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(2) 申請書及び添付書類の記載事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。</p> <p>(3) その資格を辞退したとき。</p> <p>6 資格の再審査</p> <p>次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合、その者の申請により、知事が別に定める資格の再審査を行うものとする。</p> <p>(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行った者</p>	<p>(2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者</p> <p>(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行った者</p> <p>7 資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続</p> <p>(1) 資格の有効期間</p> <p>資格者登録名簿に登録された日から令和3年3月31日までとする。</p> <p>(2) 資格の有効期間の更新手続</p> <p>(1)の資格の有効期間の更新を希望する者は、令和3年3月中旬に令和3年度の資格審査に関する告示をする予定であるので、当該告示に基づき必要な申請書及び添付書類を提出すること。</p> <p>8 その他</p> <p>平成18年12月高知県告示第772号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱）、平成19年11月高知県告示第728号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成23年12月高知県告示第799号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成24年12月高知県告示第763号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）及び平成29年3月高知県告示第165号（高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の一部改正）に係る参加資格に関する審査の結果、高知県測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登録されている者又は平成31年3月高知県告示第114号（平成31年度に県が発注する測量、建設コンサルタント等業務の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等）に係る資格審査の結果、資格者登録名簿に登録されている者は、資格者登録名簿への登録を決定した者とみなす。この場合において、その者の一般競争入札の参加資格の有効期間は、高知県測量、建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿又は資格者登録名簿に登録された日から令和3年3月31日までとする。</p> <p style="text-align: center;">----- 公 告 -----</p> <p>職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、令和2年度前期技能検定試験の実施について次のとおり公告する。</p> <p>令和2年3月3日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 実施する等級、検定職種等</p> <p>実施する等級並びに等級に応じ実施する検定職種及び作業は、次のとおりとし、実技試験及び学科試験によって行う。</p>	<p>(1) 一級及び二級職種</p> <p>園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業又は高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業又はマシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業又はワイヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業又は構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業又はダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業又は打出し板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業又は機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業又は家具機械加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、石材施工（石張り作業）、酒造（清酒製造作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業又はFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業又は化粧フィルム工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業又は金属塗装作業）、写真（肖像写真デジタル作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）</p> <p>(2) 三級職種</p> <p>園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業又は高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業又はマシニングセンタ作業）、工場板金（曲げ板金作業又は打出し板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、化学分析（化学分析作</p>
---	---	--

業)、塗装(金属塗装作業)、舞台機構調整(音響機構調整作業)、商品装飾展示(商品装飾展示作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)  
 (3) 単一等級職  
 塗料調色(調色作業)及び産業洗浄(高圧洗浄作業)  
 2 実施期日、実施場所等  
 (1) 実技試験  
 ア 実施期日  
 令和2年6月8日(月)から同年9月13日(日)までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日  
 イ 実施場所  
 別途高知県職業能力開発協会が指定する場所  
 ウ 手数料  
 検定職種ごとに次のとおりとする。  
 (ア) 一級、二級、三級(高等学校に在学する者その他の知事が別に定める者を除く。)及び単一等級職種

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
園芸装飾	室内園芸装飾作業	18,200円(35歳未満の者にとっては、9,200円)
造園	造園工事作業	
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業	
金属熱処理	一般熱処理作業	
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	
	高周波・炎熱処理作業	
機械加工	普通旋盤作業	
	数値制御旋盤作業	
	フライス盤作業	
	数値制御フライス盤作業	
	平面研削盤作業	
	円筒研削盤作業	
	マシニングセンタ作業	

放電加工	数値制御彫り放電加工作業
	ワイヤ放電加工作業
鉄工	製缶作業
	構造物鉄工作業
建築板金	内外装板金作業
	ダクト板金作業
工場板金	曲げ板金作業
	打出し板金作業
めっき	電気めっき作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
切削工具研削	工作機械用切削工具研削作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業
産業車両整備	産業車両整備作業
建設機械整備	建設機械整備作業
家具製作	家具手加工作業
	家具機械加工作業
建具製作	木製建具手加工作業
石材施工	石張り作業

酒造	清酒製造作業
建築大工	大工工事作業
とび	とび作業
左官	左官作業
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業
タイル張り	タイル張り作業
畳製作	畳製作作業
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
	アクリルゴム系塗膜防水工事作業
	シーリング防水工事作業
	改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業
	F R P 防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	木質系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	化粧フィルム工事作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業

化学分析	化学分析作業	
表装	壁装作業	
塗装	建築塗装作業	
	金属塗装作業	
塗料調色	調色作業	
舞台機構調整	音響機構調整作業	
写真	肖像写真デジタル作業	
産業洗浄	高圧洗浄作業	
商品装飾展示	商品装飾展示作業	
フラワー装飾	フラワー装飾作業	
機械検査	機械検査作業	15,100円(35歳未満の者にあつては、6,100円)
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業	
備考 この表において「35歳未満の者」とは、技能検定における二級又は三級の実技試験を受検する者で、当該試験の実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していないもの(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2第2項に規定する別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)をいう。		

(イ) 三級職種(高等学校に在学する者その他の知事が別に定める者に限る。)

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
園芸装飾	室内園芸装飾作業	12,100円(35歳未満の者にあつては、3,100円)
造園	造園工事作業	
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業	
金属熱処理	一般熱処理作業	

	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	
	高周波・炎熱処理作業	
機械加工	普通旋盤作業	
	数値制御旋盤作業	
	フライス盤作業	
	平面研削盤作業	
	マシニングセンタ作業	
工場板金	曲げ板金作業	
	打出し板金作業	
めっき	電気めっき作業	
仕上げ	機械組立仕上げ作業	
電子機器組立て	電子機器組立て作業	
建築大工	大工工事作業	
とび	とび作業	
左官	左官作業	
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業	
化学分析	化学分析作業	
塗装	金属塗装作業	
舞台機構調整	音響機構調整作業	
商品装飾展示	商品装飾展示作業	
フラワー装飾	フラワー装飾作業	
機械検査	機械検査作業	10,100円(35歳未満の者にあつては、5,100円)

		未満の者にあつては、2,900円)
備考 この表において「35歳未満の者」とは、実技試験の実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していない者(出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項に規定する別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)をいう。		
エ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ令和2年6月1日(月)に高知県職業能力開発協会に掲示して公表する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。		
(2) 学科試験		
ア 実施期日 検定職種ごとに次のとおりとする。 (ア) 一級、二級及び単一等級職種		
検定職種	実施期日	
造園 金属熱処理 産業車両整備 とび 防水施工 サッシ施工 塗装 産業洗浄	令和2年8月23日(日)	
機械加工 鉄工 めっき 電子機器組立て 建設機械整備 婦人子供服製造 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工 商品装飾展示	令和2年8月30日(日)	
写真	令和2年9月2日(水)	

園芸装飾 鋳造 放電加工 建築板金 工場板金 仕上げ 切削工具研削 電気機器組立て 石材施工 酒造 ブロック建築 タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装飾 塗料調色	令和2年9月6日(日)
--	-------------

## (イ) 三級職種

検定職種	実施期日
園芸装飾 造園 鋳造 機械加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 ブロック建築 化学分析 塗装 舞台機構調整 商品装飾展示 フラワー装飾	令和2年7月12日(日)
金属熱処理	令和2年8月23日

## イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

- ウ 手数料  
3,100円
- 3 受検の申請手続
- (1) 提出書類
- ア 技能検定受検申請書(知事が別に定めるものとする。)
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し
- (2) 書類の提出先  
高知市布師田3992番地4(高知県立地域職業訓練センター内) 高知県職業能力開発協会  
なお、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
- (3) 書類の受付期間  
令和2年4月6日(月)から同月17日(金)まで(郵送による場合は、令和2年4月17日付けの消印のあるものまで受け付ける。)
- (4) 技能検定受検申請書の交付  
技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、高知県職業能力開発協会が交付する。  
なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。
- (5) 手数料の納付方法等  
手数料は、申請書に添えて納付すること。  
なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。  
受検の申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。
- 4 合格者の発表等  
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者の受検番号は、令和2年10月2日(金)に高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、高知県立高知高等技術学校のホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/>)に掲載する。  
なお、三級職種のうち同年7月12日に学科試験を実施する職種に係る技能検定に合格した者の受検番号については、同年8月28日(金)に高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、高知県立高知高等技術学校のホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/>)に掲載する。
- 5 技能検定合格証書等の交付  
一級又は単一等級の技能検定に合格した者には厚生労働大臣から、二級又は三級の技能検定に合格した者には高知県知事から、それぞれ合格証書が交付される。  
また、技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から合格し

た等級の技能士章が交付される。

## 6 その他

この技能検定について不明な点は、高知県立高知高等技術学校(電話番号088-847-6601)又は高知県職業能力開発協会(電話番号088-846-2300)に問い合わせること。

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、令和2年度随時実施技能検定試験の実施について次のとおり公告する。

令和2年3月3日

高知県知事 濱田 省司

## 1 実施する等級及び検定職種

実施する等級及び等級に応じ実施する検定職種は、次のとおりとし、実技試験及び学科試験によって行う。ただし、(1)に掲げる三級職種の試験については、当該職種に係る基礎級に合格した者に限り受検することができる。

## (1) 二級及び三級職種

鋳造、機械加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空調と機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、紙器・段ボール箱製造、プラスチック成形、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、建築大工、とび、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、サッシ施工、塗装及び工業包装

## (2) 基礎級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調と機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

## 2 実施期日、実施場所等

## (1) 実技試験

## ア 実施期日

令和2年4月1日(水)から令和3年3月31日(水)までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所 別途高知県職業能力開発協会が指定する場所	
ウ 手数料 検定職種ごとに次のとおりとする。	
検定職種	手数料
さく井 鋳造 鍛造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 めっき アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て プリント配線板製造 冷凍空調和機器施工 染色 ニット製品製造 紳士服製造 寝具製作 帆布製品製造 布はく縫製 家具製作 建具製作 紙器・段ボール箱製造 印刷 製本 プラスチック成形 強化プラスチック成形 石材施工 パン製造 ハム・ソーセージ・ベーコン製造 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき とび 左官 築炉	18,200円(35歳未満の者については、9,200円)

タイル張り 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 ウェルポイント施工 表装 塗装 工業包装	
機械検査 婦人子供服製造	15,100円(35歳未満の者については、6,100円)
備考 この表において「35歳未満の者」とは、技能検定における二級又は三級の実技試験を受検する者で、当該試験の実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していないもの(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2第2項に規定する別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)をいう。	

- エ 問題の公表  
 実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。
- (2) 学科試験
- ア 実施期日  
 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日
- イ 実施場所  
 別途高知県職業能力開発協会が指定する場所
- ウ 手数料  
 3,100円
- 3 技能検定受検申請書の受付期間  
 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において、随時受け付ける。
- 4 技能検定受検申請書の請求先及び提出先  
 高知市布師田3992番地4(高知県立地域職業訓練センター内) 高知県職業能力開発協会  
 なお、技能検定受検申請書(知事が別に定めるものとす

る。)の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書することとし、技能検定受検申請書を郵送により提出する場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5 合格者の発表等  
 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者には、高知県知事から合格証書が交付される。  
 また、三級の技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から三級の技能士章が交付される。

6 その他  
 この技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能等の認定に活用するものである。  
 また、この技能検定について不明な点は、高知県立高知高等技術学校(電話番号088-847-6601)又は高知県職業能力開発協会(電話番号088-846-2300)に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、安芸市庄ノ久保土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

令和2年3月3日 高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	有澤 店盛	安芸市入河内740番地1
〃	國藤 滋宣	〃 〃 743番地
〃	坂本 次郎	〃 〃 481番地
〃	島津 與市	〃 久世町7番24号
〃	小松 重成	〃 入河内662番地4
監事	小松 林	〃 〃 574番地1
〃	小松 直喜	〃 〃 465番地
(就任)		
理事	有澤 俊明	安芸市川北甲144番地1
〃	島津 與市	〃 久世町7番24号
〃	大城 盛三	〃 入河内649番地
〃	小松 恒久	〃 〃 465番地
〃	小松 信夫	〃 川北甲2476番地5
監事	坂本 美香	〃 日ノ出町2番12号 メゾネット101号
〃	小松 博	安芸市下山508番地1

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、大月町見弘土地改良区から次のとおり退任した役員の届出が

あった。

令和2年3月3日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
理事	長岡 寛司	幡多郡大月町弘見3072番地
〃	安田 恵一	〃 〃 〃 1732番地
〃	長岡 正	〃 〃 〃 3138番地
〃	前野 博司	〃 〃 〃 3026番地
〃	山本 悟	〃 〃 〃 1674番地5
〃	谷岡 俊男	〃 〃 〃 2311番地
〃	吉松 和彦	〃 〃 〃 3414番地
〃	稲毛 益美	〃 〃 〃 3983番地口

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、大月町弘見土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

令和2年3月3日

高知県知事 濱田 省司

氏名	住 所
長岡 寛司	幡多郡大月町弘見3072番地
安田 恵一	〃 〃 〃 1732番地
長岡 正	〃 〃 〃 3138番地
前野 博司	〃 〃 〃 3026番地
山本 悟	〃 〃 〃 1674番地5
谷岡 俊男	〃 〃 〃 2311番地
吉松 和彦	〃 〃 〃 3414番地
稲毛 益美	〃 〃 〃 3983番地口

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月3日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第1号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の6の表中

2	職員が、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他人事委員会が定める家畜伝染病に限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。	1日当たり 380円	職員の条例第13条第2項の表備考4の人事委員会規則で定める作業は口蹄疫のまん延を防止するために行う牛のと殺又は豚コレラのまん延を防止するために行う豚のと殺とし、同備考4の同表6の項の右欄の額は金額欄に定める額とする。
---	---	---------------	--

を

2	職員が、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他人事委員会が定める家畜伝染病に限る。以下この表の6の表において「家畜伝染病」という。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。	1日当たり 380円	職員の条例第13条第2項の表備考4の人事委員会規則で定める作業は口蹄疫のまん延を防止するために行う豚のと殺とし、同備考4の同表6の項の右欄の額は金額欄に定める額とする。
3	職員が、家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（2の作業を除く。）で人事委員会が定めるものに従事したとき。	1日当たり 290円	

に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
**落 札 公 告**  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和2年3月3日

高知県公営企業局長 北村 強

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
核医学画像診断装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年12月24日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社カワニシ松山支店 愛媛県伊予郡砥部町重光241番地3
- 5 落札金額  
61,380,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
令和元年11月12日